

別 記 第 9

切替要領

1 職務の級の切替え

(1) IIの1の(1)アによる改定後の給料表適用の日（以下「適用日」という。）における職員の職務の級は、その適用日の前日における職務の級（以下「旧級」という。）を別表第1により切り替えた職務の級とする（ただし、旧級が3級又は4級である職員を除く。）。

(2) 旧級が3級又は4級である職員の職務の級は、適用日に、Iの1の(1)による改定後の3級又は4級を別表第2アからウまでの各々に切り替えた後に、別表第1により切り替えた職務の級とする。

別表第2アからウへの切替えに当たっては、職員の職務の級及び号給は適用日の前日における職務の級及び号給と同一とし、別表第2による切替え後の別表第1の適用に当たっては、別表第2による切替え後の級を旧級とする。

2 号給の切替え

(1) 上記1(1)により職務の級を切り替えた職員の適用日における号給は、その適用日の前日における号給と同一とする。

(2) 上記1(2)により職務の級を切り替えた職員の適用日における号給は、その適用日の前日における級及び号給等を基準として別に定める。

別 表 第 1

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
医療職給料表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
医療職給料表(三)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級

備考1 「旧級」は、適用日の前日における職務の級である。

2 「新級」は、適用日における職務の級である。